

障害福祉関係ニュース 平成28年度10号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算343号
(平成28年11月1日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

1. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | | |
|---|--|--------|
| 1 | 厚生労働省「第81回社会保障審議会障害者部会」が開催される
～第5期「障害福祉計画」等の作成にむけた基本指針についての協議が始まる～ | …P. 1 |
| 2 | 公明党「相模原市障がい者施設事件再発防止PT会議」が開催される
全社協・社会福祉施設協議会連絡会後援「都道府県経営協セミナー（後期）」のご案内 | …P. 7 |
| 3 | ～10月下旬～11月公布予定の改正社会福祉法の関係政省令の内容や準備スケジュール
について解説～ | …P. 9 |
| 4 | 組織内のキャリアパス構築のための方法論を学ぶ研修会を開催
～福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 上級管理職員研修会 | …P. 10 |
| 5 | 全社協「障害者虐待防止リーダー養成研修会」開催のお知らせ
～平成29年1月10日（火）・11日（水）に全社協灘尾ホールにて開催～ | …P. 11 |
| 6 | 『月刊福祉』12月号のご紹介
～特集「ともに生き認め合う社会 - 障害者差別解消法を活かそう」～ | …P. 12 |

1. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 厚生労働省「第81回社会保障審議会障害者部会」が開催される ～第5期「障害福祉計画」等の作成にむけた基本指針についての協議が始まる～

厚生労働省は、10月19日に「第81回社会保障審議会障害者部会（部会長：駒村康平慶應義塾大学教授）」を開催し、平成30～32年度を期間とする第5期の「障害福祉計画」と、法改正によりはじめて策定される「障害児福祉計画」（※）の基本指針についての協議を行いました。

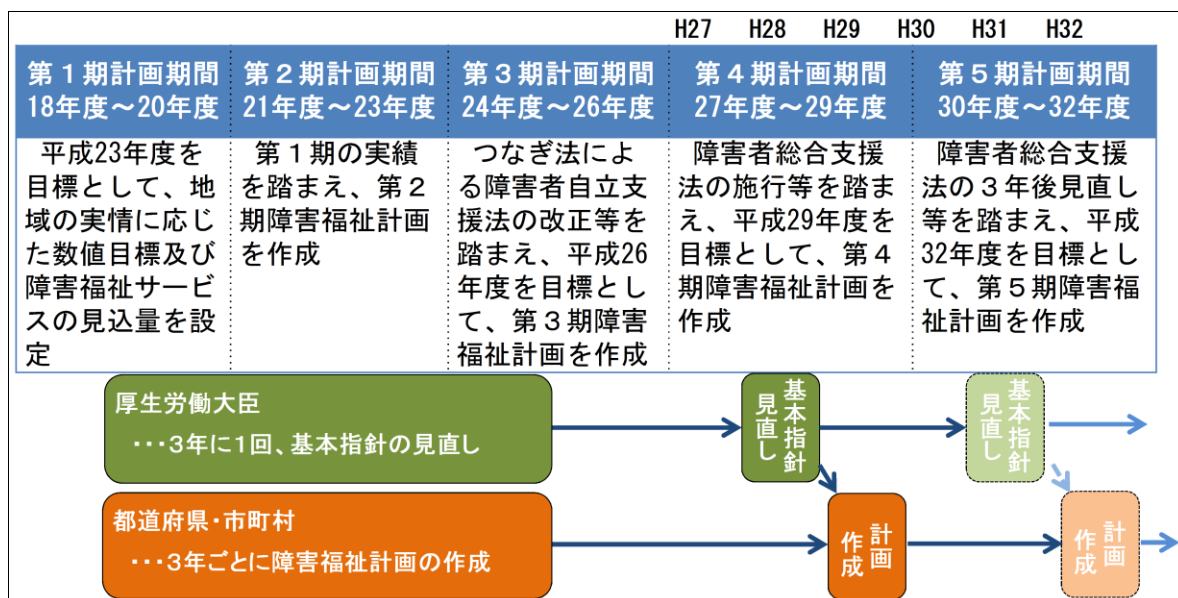
（※）今年5月に改正障害者総合支援法とあわせて成立した改正児童福祉法の中で、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するために、自治体において障害児福祉計画を策定することが規定されています。

- 部会冒頭に8月付で就任した 堀江 裕 障害保健福祉部長より、下記のとおり挨拶がありました。
- 基本指針は、大枠では成果目標を設け、個々のサービスを質の高いものにしていくものでなくてはならない。部会での議論で課題を浮き彫りにし、指針に反映していただきたい。
 - 塩崎大臣の下で「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」が立ち上げられたが、誰もが地域の課題を我が事として捉える、専門分化しているだけでなくそれらがつながって利用者本位の支援を

実現することを目指した検討が行われている。

○医療的ケア児への対応等の新たな課題はまさに我が事・丸ごとの考え方で対応が求められると考えるが、検討の内容はこの部会でも紹介していくので基本指針作りにもつなげていただきたい。その後、事務局（厚生労働省）より、基本指針の作成のスケジュール、見直しのポイント、成果目標（数値目標が伴ったもの）の事項案に加え、第4期計画の進捗状況が説明されました。

1. 作成のスケジュール



- ※ 基本指針では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成しています。また、障害児福祉計画についても、都道府県・市町村は基本指針に即して障害児福祉計画を作成することとなりました。
- ※ 都道府県・市町村において、平成30年度から32年度に向けた障害福祉計画（平成27年度～29年度）の見直し、および障害児福祉計画の作成が平成29年度中に行われることから、厚生労働省では、今年度中に現行の基本指針の必要な見直しを行うこととしています。

2. 基本指針の見直しのポイントと成果目標等について

平成30年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

(※資料より抜粋、下線は全社協事務局による追記)

3. 基本指針見直しのポイント

①地域における生活の維持及び継続の推進

地域生活支援拠点等の整備を一層進めるとともに、障害者総合支援法の改正において円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス（自立生活援助）が創設されたこと、「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめにおいて基幹相談支援センターが質、量ともに十分とは言えないとされていることなどを踏まえて基本指針の見直しを行うこととしてはどうか。

②精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

これからの精神保健福祉のあり方に関する検討会の議論を踏まえながら、精神障害者が、地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にするために基本指針の見直しを行うこととしてほど

うか。※これからの精神保健福祉のあり方に関する検討会において詳細を検討中。

③就労定着に向けた支援

障害者総合支援法の改正において、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されたことを踏まえ、例えば、支援開始後6か月経過後及び1年経過後の職場定着率の目標値を成果目標として加えてはどうか。

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

障害児支援の提供体制を計画的に確保するため、障害児福祉計画を策定することとなったことから、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援などについて、基本方針に盛り込むこととしてはどうか。

⑤「地域共生社会」の実現に向けた取組

障害者部会報告書では、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくすべき旨や、協議会（障害者総合支援法）と地域ケア会議との連携等を進めるべき旨が盛り込まれているとともに、ニッポン一億総活躍プランでは、全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を行うべきとされている。

こうしたことを踏まえ、高齢者、障害者、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが必要であることから、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなるようにすることや、「地域共生社会」を実現するため、障害福祉分野についても住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性について、基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

⑥発達障害者支援の一層の充実

改正された発達障害者支援法を踏まえ、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備を計画的に図る必要があるため、その手段としての都道府県等における発達障害者支援地域協議会の設置の重要性を基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

また、発達障害者支援センターの業務を行うに当たっては、地域の実情を踏まえ可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすること（例えば、発達障害者地域支援マネージャーの配置）の重要性を基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

4. 成果目標等に関する事項（案）

○現行の指針では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等

の4つの柱が定められている。

○次期指針の柱立てについては、最近の施策の主な動きを鑑み、例えば下記のものとする考えられる。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築 (変更)
- ③ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 子どもの将来の自立に向けた発達支援 (新規)

○次期指針の「達成すべき基本的な目標」(成果目標)については、上記の5つの柱ごとに、例えば下記のものとする考えられる。

- ① 地域生活移行者の増加、施設入所者の削減(従来の数値目標と同様。)
- ② 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇、入院後1年時点の退院率の上昇、長期在院者数(従来の数値目標について見直しを検討)

※これからの精神保健福祉のあり方に関する検討会において見直しを検討中。

- ③ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備(従来の数値目標と同様。)
- ④ 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加及び支援開始後の職場定着率の目標値(従来の数値目標に新たに職場定着率の目標値を追記)
- ⑤ 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
 - ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置
 - ・医療的ケアを必要とする障害児支援のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場の設置
 - ・放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価結果の公表による質の向上(都道府県のみ)の成果目標)

○「目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標」(活動指標)の主なものとしては、例えば下記のものとする考えられる。

- ① 地域生活移行者の増加、施設入所者の削減
(例)

- ・共同生活援助の利用者数、地域相談支援(地域移行支援)の利用者数 自立生活援助の利用者数等
- ・施設入所支援の利用者数 ※サービス量の減少を目指す。

- ② 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇、入院後1年時点の退院率の上昇、長期在院者数(従来の数値目標について見直しを検討)

(例)

- ・障害福祉サービス種別(自立生活援助、共同生活援助、就労継続支援、居宅介護など)の精神障害者における利用者数

※これからの精神保健福祉のあり方に関する検討会において見直しを検討中。

- ③ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備
 - ・従来同様活動指標は設けない。

④福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加及び就職後の職場定着率

(例)

- ・就労系障害福祉サービス利用者の一般就労への移行者数、就労移行支援の利用者数、就労定着支援の利用者数 等

⑤・重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置
- ・医療的ケアを必要とする障害児支援のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場の設置
- ・放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価結果の公表による質の向上（都道府県のみの成果目標）

(例)

- ・児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、訪問型児童発達支援の利用児童数・利用日数及び障害児相談支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の利用児童数

※これらの活動指標については、地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケアを必要とする障害児のニーズ、認定こども園や保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等での障害児の受入れ状況、平均的な1人当たり利用量等を勘案して設定する。

第4期計画では、成果目標（数値目標の伴うもの）に関する事項は、「①福祉施設の入所者の地域生活移行」「②入院中の精神障害者の地域生活への移行」「③地域生活支援拠点等の整備」「④福祉施設から一般就労への移行等」の4つでしたが、案ではここに「⑤子どもの将来の自立に向けた発達支援」が新たに加えられます。

さらに、「②入院中の精神障害者の地域生活への移行」の具体的な成果目標は、今年1月から開催されている「これからの精神保健福祉のあり方に関する検討会」における検討内容を踏まえたものにするとの説明がありました。

[協議・質疑の内容（主なもの）／全社協事務局による整理]

○『①地域生活移行者の増加、施設入所者の削減』について、障害者総合支援法の趣旨である地域での自立した生活保障という流れは理解しつつも、おもむろに福祉施設から地域移行を進めるということではなく、地域生活支援拠点等の整備やグループホーム等の住まいの拡充、地域における相談体制の一層の整備などを含め、地域生活に資する地域社会の体制整備を進めていくことが重要である。地域移行先ともなるサテライト型グループホームの整備状況も示してほしい。

また、入所者の削減については、そもそも待機者が相当数いる状況では進まないもので、現状に即した目標値設定をお願いしたい。

○成果目標案『③障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備』について、活動指標は「従来同様活動指標は設けない」とあるが、ここはもう一步踏みこんで欲しい。地域生活支援拠点は拠点型と面的整備型の2つの例示がされているが、質を考える上でのチェック項目を設けてほしい。

⇒〔厚生労働省〕地域生活支援拠点の求められる5つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の

受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)があるが、27年度に9か所で実施したモデル事業の報告や現在把握を進めている整備状況を踏まえ、適切な指標を検討したい。

○1度開催された我が事・丸ごと地域共生社会実現本部の資料を見ると、高齢も障害も児童も総合的に対応するとの方向性が示されているが、これは介護保険と障害福祉サービスの制度統合の方向でこれから検討が進むということなのか。この本部の検討スケジュールも示してほしい。

⇒〔厚生労働省〕介護保険と障害福祉サービスの制度統合の方向で検討を進めることはない。検討スケジュールは、地域共生社会実現本部でも配布されたニッポン一億総活躍プランの抜粋(今回の部会では参考資料として配布)にある通り、2015年度～2026年度以降の大まかな行程表に基づいて検討が進められる。

⇒〔厚生労働省〕介護、障害、保育の専門性の枠を取り除いてしまうのはよくない。貧困家庭を訪問したら介護が必要な高齢の親がいたという場合に、それぞれの機関に相談に行くのは敷居が高いので、どこか1つに相談したらそこから他機関にもつながりコーディネートが始まるというものを考えている。介護保険と障害福祉サービスの制度統合を目指しているということではないが、ご懸念はどうしても残ってしまうと思うので、ご懸念を感じたらその都度ご意見をいただきたい。

○基本指針見直しのポイントの『⑥発達障害者支援の一層の充実』の成果目標として「放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価結果の公表による質の向上」が上げられているが、療育とはいえないレベルの支援をしているセンターも多く、自己評価結果の公表は必須とし、質の伴うセンターを評価する報酬改定をお願いしたい。ただ預けられれば良いではなく、保護者に意識を高めていただくためにも、放課後等デイサービスに係る正しい情報提供が必要ではないか。保護者による口コミが質の向上にもつながる。

○児童福祉法では、都道府県は計画策定時に障害児入所施設のことを入れなくてはならないが、市町村は入れなくて良いと読める内容になっているので、見直してはどうか。市町村で児童のニーズに対応できるようにするためにも、基本指針見直しのポイントの『⑥発達障害者支援の一層の充実』の成果目標にある「重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実」に、障害児入所施設のことも含めてはどうか。

○福祉人材育成は都道府県単位で進めるべき課題であり、活動指標に盛り込んでほしい。加えて、災害支援に係る内容を盛り込まなくても良いのか。熊本地震では福祉避難所が十分に機能しなかったという指摘があったが、遠くの福祉避難所よりも近くの一般の避難所に行く方が多いと思われるので、一般の避難所の中に福祉ゾーンを設けてはどうか。災害救助法で規定された支援の中に福祉がなく、福祉避難所は施行令での規定にとどまるが、それでは自治体が予算をとりづらい。市町村が被害を受けて行政機能を果たせない場合に、都道府県が代わりに責任を果たすことができる仕組みが必要である。

○基本指針見直しのポイントが①～⑥とあるが、『⑤「地域共生社会」の実現に向けた取組』がベースとなるもので一番先ではないか。我が事・丸ごと対策本部で出された資料の工程表では、地域共生社会の実現のための相談支援体制づくりのゴールは2019年度となっているが、それでは

2018～20年度が期間の第5期障害福祉計画と合致せず、計画策定をする自治体が困る。交通整理をしっかりとしてほしい。

○基本指針見直しのポイントの『③就労定着に向けた支援』で、「支援開始後6か月経過後及び1年経過後の職場定着率の目標値を成果目標として加えてはどうか」とあるが、この議論をする前提として就労定着支援体制加算の定着期間毎の加算取得率を示してほしい。第4期計画の進捗状況で、委託訓練やトライアル雇用は見込み値を下回っているのに、A型事業の利用量が見込みの倍となっているのはアンバランスであり、原因の把握が必要である。

○障害福祉計画はバリアフリー、ユニバーサルサービスとは決して無関係ではいられない。視覚障害者が駅のホームから落ちるといった事件が立て続けに起こっている。通勤・通学支援のための移動支援という観点からも重要である。

次回部会は11月11日（金）です。資料等詳細は、以下URLをご参照ください。

[厚生労働省] ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会（障害者部会） > 社会保障審議会障害者部会（第81回）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126730>

2. 公明党「相模原市障がい者施設事件再発防止PT会議」が開催される

公明党は、10月6日に「相模原市障がい者施設事件再発防止プロジェクトチーム（以下、再発防止PT、座長：山本博司参院議員）会議」を開催し、7月26日未明に発生した相模原市「津久井やまゆり園」での事件の再発防止策の検討にむけ、障害関係団体に対するヒアリングを実施しました。

冒頭、山本座長より下記のとおり挨拶がありました。

- 公明党の再発防止PTは、7月26日未明に残念な事件が発生した後、8月1日に障害者福祉部会、法務部会、厚生労働部会で合同会議を開催し、8月2日に公明党の政務調査会内に作られた。
- 本日の再発防止PT会議が第3回目であり、第1回（8月24日）、第2回（9月15日）では厚生労働省へのヒアリングを実施した。
- 9月14日の厚生労働省「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」中間とりまとめ等をうけ、本日、各障害者団体や様々な関係者からしっかりと意見を伺い、再発防止の施策等に反映していきたい。

出席した障害関係団体からは、下記の意見・要望が出されました。

○今回の事件を契機に、障害のある方への偏見が助長されたり、施設と地域との関係を閉ざすことにつながりかねない過度な施設管理体制整備と行政指導等が先行しないよう、地域と一体となった開かれた社会福祉施設づくりが不可欠である。折しも国は地域共生社会の実現をめざしており、そうした社会の実現に向けた関係施策にかかるご配慮をお願いしたい。

○障害のある方への支援のための高い志とスキルをもつ職員がいつまでも働き続けることができるよう、人材確保・育成・定着にむけた職場環境の改善、および施設職員の処遇改善に向けた取り組みが推進されるようしていただきたい。

また、抜本的な職員配置基準の見直しにより、施設利用者の安全・安心につながる夜間の職員配置体制の強化にむけた施策検討が推進されるようお願いしたい。

- 平成28年度補正予算(案)において、障害福祉サービス等の防犯対策の強化に関して示されているが、まさに社会福祉施設における防犯対策は喫緊の課題であり、早期成立に向けた対応をお願いしたい。

また、補正予算成立前に施設独自で実施した防犯対策についても、補助対象とするなど柔軟な対応が可能となるようお願いしたい。
- 施設における防犯対策については限定列举せず、事件後、各施設が取り組んだ防犯対策に対しても、柔軟なご理解とご配慮をお願いしたい(平成29年度予算においても同様である)。
- 防犯のみならず、防災についても合わせて検討していくべきである。我が国では、犯罪によって亡くなる方は年間900人前後である一方、火災の発生件数は、年間約20,000件という報告がある。不審者の侵入防止対策を図るとともに、地震や火災等の際の避難経路を確保することも大事であり、防犯、防災の双方からの検討が必要である。
- 防犯に関しては不審者を、①敷地内に侵入させない、②建物内に侵入させない、③利用者の生活空間に侵入された場合の対応、の3つの視点で考える必要がある。
- 学校教育を改めて考える必要がある。人材育成を通して地域の社会資源を作っていく気概はあるが、施設で働き始めてからでは職員育成に限界がある。学校教育の段階から差別を生じさせない等の教育を行っていく必要があり、学校教育、幼少期の家庭教育にも力を入れるべきと考える。
- 報道の仕方にも課題があるように思う。犯人が発した「障害者はいらない」という報道が独り歩きしており、その言葉だけが社会にインプットされている気がする。
- 現在、インクルーシブ教育が進んでいない。学校教育や家庭のなかで、障害者は身近に居て、関わりの中から一緒になって考えていくことが重要である。
- 共生社会の実現にむけて、共生社会の意識の啓発と、このような事件を起こさないための防犯策が大事であると考えている。
- 医療問題として、容疑者を治せば済むという話ではない。医療だけでは限界があり、現在も数千人が措置入院している状況である。悪戦苦闘しているなかで、一人ひとりを理解してケアすることは難しい。司法と医療が協働していく視点が大事である。
- 「傾聴」が大事であると考えている。人の話を丁寧に、気持ちまでも汲み取っていく技術を、子ども達だけではなく、親や大人たちが身に着けていく必要がある。
- 消防のベルを押すことも防犯対策の一つである。火事以外の消防との連携の仕方を考えていくことが必要なのではないか。
- 警察による防犯上のアドバイス、警察が施設には重度の障害者がいることを把握すること、そのため何かあったら駆けつけなければならないということを、施設と警察が連携し、確認していく必要があると思う。
- 防犯カメラの設置は、設置場所によってはプライバシーの問題につながる。防犯カメラの設置等についても、「普通でいたい」と感じるなかでは、あまり過剰な対策を行わないよう考えている。
- 精神科病院においても警察との連携は必須である。最近は病院内で傷害事件が発生すると警察に通報する。暴力はいけないということを伝えることも大切である。防犯、人権の両面からももう少し福祉と警察の連携が必要である。

3. 全社協・社会福祉施設協議会連絡会後援「都道府県経営協セミナー（後期）」のご案内 ～11月公布予定の改正社会福祉法の関係政省令の内容や準備スケジュールについて解説～

全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会による後援のもと、都道府県社会福祉法人経営者協議会（都道府県経営協）による改正社会福祉法に関するセミナー（「都道府県経営協セミナー」（後期））が開催されます。11月～平成29年1月の期間で全47都道府県において開催されます。11月に公布される予定である改正社会福祉法の平成29年4月施行事項に係る各種政省令の具体的な内容や準備スケジュールの確認を予定しています。

日程及び内容、参加費については以下のとおりです。同法への対応は、社会福祉施設協議会連絡会を構成する団体が一体となって進めていく必要があることから、全国の社会福祉法人関係者に参加いただけるよう、前期に引き続き全国経営協会会員法人以外の法人の役職員の方も参加可としています。

開催日が迫っている都道府県（11月開催が大半です）もございます。各県ごとの開催日については10ページに掲載していますので、ご参照ください。お手数ですが、会場、参加申込等の詳細につきましては、当該都道府県経営協（10ページのURL参照）にお問合せいただきますようお願いいたします。

（1）日程・内容（※開催日時は1日間）

- ① 講義「改正法を活かした社会福祉法人の法人経営」（90分）
- ② 説明「改正法施行に向けたチェックポイント」（60分）
- ③ 質疑応答（30分）

※ 政省令・関連通知の内容より変更の可能性あり

（2）参加費（各回共通・全都道府県）

- ・全国経営協会会員法人の役職員 無料
- ・上記以外の社会福祉法人役職員 5,000円

（3）各都道府県の後期セミナーの開催日程

都道府県	日 程	都道府県	日 程
北海道	1月30日（月）	滋賀県	12月6日（火）
青森県	11月24日（木）	京都府	11月22日（火）
岩手県	11月24日（木）	大阪府	11月11日（金）
宮城県	12月16日（金）	兵庫県	12月9日（金）
秋田県	11月21日（月）	奈良県	11月29日（火）
山形県	12月7日（水）	和歌山県	11月9日（水）
福島県	12月7日（水）	鳥取県	11月9日（水）
茨城県	1月13日（金）	島根県	11月17日（木）
栃木県	11月8日（火）	岡山県	11月17日（木）
群馬県	12月2日（金）	広島県	12月8日（木）
埼玉県	11月25日（金）	山口県	11月8日（火）
千葉県	12月13日（火）	徳島県	11月10日（木）
東京都	11月7日（月）	香川県	11月16日（水）
神奈川県	12月1日（木）	愛媛県	11月8日（火）

都道府県	日 程	都道府県	日 程
新潟県	12月9日 (金)	高知県	11月29日 (火)
富山県	11月29日 (火)	福岡県	11月30日 (水)
石川県	11月21日 (月)	佐賀県	12月12日 (月)
福井県	11月28日 (月)	長崎県	11月14日 (月)
山梨県	11月10日 (木)	熊本県	12月6日 (火)
長野県	11月16日 (水)	大分県	11月11日 (金)
岐阜県	11月9日 (水)	宮崎県	1月18日 (水)
静岡県	11月28日 (月)	鹿児島県	11月22日 (火)
愛知県	11月28日 (月)	沖縄県	11月30日 (水)
三重県	12月8日 (木)		

※ 全国経営協Webサイト (https://www.keieikyo.gr.jp/seminar_h28_kouki.html) にて詳細についてはご参照ください。

⇒ http://www.keieikyo.gr.jp/ichi_main.html (都道府県経営協の連絡先)

4. 組織内のキャリアパス構築のための方法論を学ぶ研修会を開催 ～福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 上級管理職員研修会～

処遇改善に関する加算でキャリアパス要件が位置づけられ、キャリアパスの整備への関心が高まっています。そして、法人・事業所におけるキャリアパスの整備は、加算取得のみならず、人材の確保・定着・育成の鍵を握る重要な経営課題といえます。

全国社会福祉協議会 中央福祉学院が主催する本研修会では、トップマネジメントに携わる役職者自身のさらなるキャリアアップとともに、法人・事業所におけるキャリアパスの組織的な整備の方法について学びます。

積極的なご応募をお待ちしています。

【日 程】平成28年12月1日(木)～2日(金)

【会 場】中央福祉学院(ロフォス湘南)神奈川県三浦郡葉山町

【受講対象】

現在、施設長等の運営統括責任者に就いている役職員(あるいは近い将来その役割を担うことが想定される職員)であり、かつ法人・事業所内における人事施策を担当し、以下①②のいずれかの要件を満たす者。

①本課程「管理職員コース」の修了者

②これまでに職員を本課程のいずれかのコース(初任者、中堅、チームリーダー、管理者)に派遣したことがある法人・事業所の役職員

【参加定員】60名(先着順)

【参加費】21,600円(宿泊代等別途)

【申込締切】平成28年11月11日(金) ※締切を延長しました。

【内 容】

○法人・事業所におけるキャリアパス構築に関する講義と演習(キャリアパス構築に向けた自組織の現状と課題把握等)

○上級管理職員としてのキャリアデザインと環境整備、アクションプランの作成 等

※詳細は「開催要綱」をご参照ください。

【申込方法】開催要綱及び申込書等を下記 URL よりダウンロードできます。【受講対象】を確認のうえ、お申込みください。

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course4166.html>

*福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程とは

中央福祉学院が、平成24年度に開発し、全国的な普及を進めているキャリアパス構築支援に対応した福祉職員の標準研修プログラム(平成28年度は37都道府県・指定都市研修実施機関にて約17,000名が受講予定)。上級管理職員(施設長等統括責任者)向けの研修会は今年度創設。

問合せ先: 中央福祉学院 TEL 046-858-1355

5. 全社協「障害者虐待防止リーダー養成研修会」開催のお知らせ

～平成29年1月10日(火)・11日(水)に全社協灘尾ホールにて開催～

全国社会福祉協議会(全社協)では、平成29年1月10日(火)～11日(水)に全社協灘尾ホール(東京都千代田区)において、「障害者虐待防止リーダー養成研修会」を開催いたします。これまで全社協では、虐待防止・権利擁護をテーマとしてセミナーを毎年開催して参りましたが、対象を障害者支援施設・事業所、厚生関係施設等施設において利用者支援の中核を担うリーダー層の職員に設定した研修会として、はじめて開催することとなりました。

各施設・事業所において虐待防止・権利擁護の理念徹底を進め、より実効性のあるものとしていくために、施設・事業所内で発生しやすい虐待の内容や発生要因・環境等を検証しつつ、日常業務の中で虐待を生まない支援・体制のあり方につながるための知識や個別支援のあり方等について学ぶことを目的としています。

本研修会は、全社協・障害関係団体種別協議会等会長会議においてプログラムについての協議を行いました。多くの会員施設・事業所のリーダー層の職員のご参加をお待ちしております。

詳細は以下の開催概要にてご参照ください。

【全社協「障害者虐待防止リーダー養成研修会」開催概要】

<日程> 平成29年1月10日(火)～11日(水)〔2日間〕

<会場> 全国社会福祉協議会「灘尾ホール」
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルL B階

<定員> 150名

<参加対象> 障害者支援施設・事業所、厚生関係施設等における、虐待防止のためのリーダー的位置づけや役割をなす中核職員

<参加費> 15,000円

<プログラム>

〔1日目(1月10日(火))〕

13:00～13:10 開講挨拶・オリエンテーション

13:10～14:10 講義I「福祉施設・事業所における障害者虐待の現状と課題について」

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

地域生活支援推進室 虐待防止専門官 曾根 直樹 氏

14:10～15:10 講義Ⅱ「障害者の権利擁護に関する施策と動向について」 ※ 講師調整中

15:25～17:30 シンポジウム「福祉施設・事業所に求められる利用者の権利擁護・虐待防止の視点とは」

(シンポジスト／4名)

毎日新聞 論説委員 野澤 和弘 氏

全国社会福祉法人経営者協議会 障害福祉事業経営委員長 久木元 司 氏

全国救護施設協議会 副会長 木間 幸生 氏

※ あと1名調整中

(コーディネーター) 全国身体障害者施設協議会 副会長 白江 浩 氏

17:45～19:00 情報交換会 (任意参加)

[2日目 (1月11日 (水))]

9:30～12:00 グループディスカッション

12:00～13:00 昼食・休憩

13:00～14:30 講義Ⅲ「施設・事業所における虐待防止リーダー職員のあり方について」

東海大学健康科学部社会福祉学科 講師 竹之内 章代 氏

<申 込> 申込締切 平成28年12月12日 (月)

申込書に必要事項をご記入のうえ、名鉄観光サービス(株)新霞が関支店にお申込ください。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル LB 階

名鉄観光サービス(株)新霞が関支店 TEL 03-3595-1121 FAX 03-3595-1119

<研修会に関するお問い合わせ先 (事務局) >

全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-6502 FAX 03-3581-2428 E-mail: z-shogai@shakyo.or.jp

6. 『月刊福祉』12月号のご紹介

～特集「ともに生き認め合う社会 - 障害者差別解消法を活かそう」～

11月6日刊行の『月刊福祉』12月号の特集テーマは「ともに生き認め合う社会 - 障害者差別解消法を活かそう」です。

障害者差別解消法は平成28年4月に施行、施行からすでに半年が経過しましたが、同法により不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務付けられており（合理的配慮の提供は民間事業者は努力義務、雇用・労働分野は改正障害者雇用促進法において規定）、さらに差別を解消する支援措置の1つとして自治体は障害者差別解消支援地域協議会を設置することができると規定されています。

障害者が孤立しない、障害者への差別や虐待がなくなる社会をめざし、ともに生き認め合う社会について考えることが本特集の趣旨です。特集の構成等は以下のとおりですので、是非ご購入いただきますようお願いいたします。

＜月刊福祉12月号 特集の構成及び執筆者（※敬称略）＞

- ・【寄稿】一人ひとりを包摂する社会づくりに向けて
徳川 輝尚（社会福祉法人京都太陽の園理事）
- ・【座談会】障害者差別解消法で変わったこと、変えなければいけないこと
野澤 和弘（毎日新聞論説委員）
星加 良司（東京大学大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター講師）
大野 操（社会福祉法人ともいき会理事長）
山本 たつ子（社会福祉法人天竜厚生会理事長）〔進行兼〕
- ・【論文Ⅰ】知的障害のある人たちとのフレンドシップ—ユニファイドスポーツを通じた取り組み
志村 健一（東洋大学社会学部教授）
- ・【論文Ⅱ】障害者雇用における合理的配慮
小西 啓文（明治大学法学部教授）
- ・【論文Ⅲ】これからの障害者の権利保障—障害者差別解消法施行後の課題
小澤 温（筑波大学人間系教授）

＜お申し込み先等＞

全社協出版部受注センター

（TEL. 049-257-1080／FAX. 049-257-3111／E-mail：zenshakyo-s@shakyo.or.jp）

定価：税込1,049円（※送料300円、定期購読もしくは10冊以上の購入で送料無料）

※ホームページからも申し込みが可能です。

<http://www.fukushinohon.gr.jp/>（福祉の本出版目録）